

# 資料編



# 目 次

1 読谷村国民保護協議会条例 .....	1
2 読谷村国民保護対策本部及び読谷村緊急対策事態対策本部条例 .....	3
3 関係機関等の連絡先 .....	5
4 米軍施設・区域の周辺地域における住民の避難について .....	13
5 国民保護法(計画の各項目に関連する条項の抜粋) .....	16
6 国民保護法施行令(計画の各項目に関連する条項の抜粋) .....	40

# 1 読谷村国民保護協議会条例

## 読谷村国民保護協議会条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づいて村長の附属機関として設置する読谷村国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、法第40条第8項の規定により必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、法第39条第2項に規定するとおりとする。

### (委員及び専門委員)

第3条 協議会の委員の定数は、20人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

### (会長の職務代理)

第4条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (幹事)

第6条 協議会に、幹事20人以内を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、村長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

### (部会)

第7条 協議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(報酬等)

第8条 委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、読谷村特別職の職員の給与等並びに旅費及び費用弁償に関する条例(平成9年読谷村条例第2号)による。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 読谷村国民保護対策本部及び読谷村緊急対処事態対策本部条例

### 読谷村国民保護対策本部及び読谷村緊急対処事態対策本部条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、読谷村国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び読谷村緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (組織)

第2条 読谷村国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、村の職員のうちから、村長が任命する。

#### (会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他村の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

#### (部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

#### (現地対策本部)

第5条 村長は、必要があると認めるときは、国民保護対策本部の事務の一部を行う組織として、読谷村現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を置くことができる。

- 2 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、読谷村緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 3 関係機関等の連絡先

#### (1) 指定行政機関等

名称	担当部署	所在地
内閣府	大臣官房 総務課	千代田区永田町1-6-1
国家公安委員会	担当部署は警察庁と同様	千代田区霞が関2-1-2
警察庁	警備局 警備企画課	千代田区霞が関2-1-2
金融庁	総務企画局 政策課	千代田区霞が関3-2-1
消費者庁	総務課	千代田区霞が関3-1-1
総務省	大臣官房 総務課	千代田区霞が関2-1-2
消防庁	国民保護・防災部 防災課国民保護室	千代田区霞が関2-1-2
法務省	大臣官房 秘書課	千代田区霞が関1-1-1
公安調査庁	総務部 総務課	千代田区霞が関1-1-1
外務省	総合外交政策局 人権人道課	千代田区霞が関2-2-1
財務省	大臣官房 総合政策課	千代田区霞が関3-1-1
国税庁	担当部署は財務省と同様	千代田区霞が関3-1-1
文部科学省	大臣官房 総務課	千代田区霞ヶ関3-2-2
スポーツ庁	担当部署は文部科学省と同様	千代田区霞ヶ関3-2-2
文化庁	担当部署は文部科学省と同様	千代田区霞ヶ関3-2-2
厚生労働省	大臣官房 厚生科学課	千代田区霞ヶ関1-2-2
農林水産省	大臣官房 文書課	千代田区霞ヶ関1-2-1
林野庁	担当部署は農林水産省と同様	千代田区霞が関1-2-1
水産庁	担当部署は農林水産省と同様	千代田区霞が関1-2-1
経済産業省	大臣官房 危機管理・災害対策室	千代田区霞ヶ関1-3-1
資源エネルギー庁	担当部署は経済産業省と同様	千代田区霞が関1-3-1
中小企業庁	担当部署は経済産業省と同様	千代田区霞が関1-3-1
国土交通省	大臣官房 危機管理室	千代田区霞ヶ関2-1-3
観光庁	担当部署は国土交通省と同様	千代田区霞が関2-1-3
気象庁	総務部 企画課	千代田区大手町1-3-4
海上保安庁	総務部	千代田区霞が関2-1-3

名称	担当部署	所在地
国土地理院	総務部 総務課	茨城県つくば市北郷1
環境省	大臣官房 総務課	千代田区霞が関1-2-2
原子力規制委員会	原子力防災課	港区六本木1-9-9
防衛省	防衛政策局 運用政策課	新宿区市谷本村町5-1
防衛装備庁	担当部署は防衛省と同様	新宿区市谷本村町5-1

## (2) 国の関係出先機関(指定地方行政機関・自衛隊等)

	名称	担当部署	所在地
1	沖縄総合事務局	総務部防災・危機管理課	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
2	九州管区警察局	広域調整第二課	福岡県福岡市博多区東公園7-7
3	沖縄防衛局	地方調整課	嘉手納町字嘉手納290-9
4	沖縄総合通信事務所	総務課	那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B街区5階
5	沖縄地区税関	総務課	那覇市壺川3-2-6 壺川ビル3階
6	九州厚生局沖縄事務所	総務課	那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎西棟2階
7	沖縄労働局	総務課	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館2階
8	沖縄森林管理署	総務グループ	那覇市壺川3-2-6 壺川ビル3階
9	那覇産業保安監督事務所	管理課	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階
10	大阪航空局 那覇空港事務所	総務課	那覇市安次嶺531-3
11	那覇航空交通管制部	総務課	那覇市鏡水334番地
12	沖縄气象台	総務課	那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎
13	第十一管区海上保安本部	総務課	那覇市港町2-11-1
14	九州地方環境事務所那覇	総務課	那覇市樋川1-15-15

	自然環境事務所		那覇第1地方合同庁舎1階
15	陸上自衛隊 第15旅団	第3部防衛班	那覇市鏡水679
16	海上自衛隊 沖縄基地隊	警備科	うるま市勝連平敷屋1920
17	海上自衛隊 佐世保地方総監部	防衛部第3幕僚室	長崎県佐世保市平瀬町18番地
18	航空自衛隊 南西航空方面隊	司令部防衛部運用課	那覇市字当間301
19	自衛隊沖縄地方協力本部	総務課	那覇市前島3-24-1
20	自衛隊沖縄地方協力本部 宮古島出張所		宮古島市平良字下里1016 平良合同庁舎
21	自衛隊沖縄地方協力本部 石垣出張所		石垣市字登野城55-4 石垣合同庁舎

### (3) 関係指定公共機関

	名称	担当部署	所在地
1	沖縄電力株式会社	防災危機管理室	浦添市牧港5-2-1
2	日本航空株式会社沖縄支店	企画総務課	那覇市山下町3-24
3	全日本空輸株式会社沖縄支店	総務課	那覇市久茂地1-7-1 琉球リース 総合ビル5階
4	日本トランスオーシャン航空株式会社	総務部	那覇市山下町3-24
5	琉球海運株式会社	管理部	那覇市西1-24-11
6	NTT西日本株式会社沖縄支店	企画部総務担当	浦添市城間4-35-1
7	株式会社NTTドコモ 九州支社沖縄支店	企画総務担当	那覇市壺川3-3-5
8	西日本高速道路株式会社 九州支社 沖縄高速道路事務所	統括課	浦添市西原 4-41-1
9	日本銀行那覇支店	総務課	那覇市おもろまち1-2-1
10	日本赤十字社沖縄県支部	事業推進課	那覇市与儀1-3-1 複合管理棟5F
11	日本郵便株式会社沖縄支社	経営管理本部 総務・人事部	那覇市東町26-29
12	日本放送協会沖縄放送局	企画編成部	那覇市おもろまち2-6-21

(4) 指定地方公共機関

	名称	担当部署	所在地
1	琉球エアークommuter株式会社	業務部	那覇市山下町3-1 高良ビル4F
2	久米商船株式会社	海務部	那覇市前島3-16-9
3	大東海運株式会社	総務課	那覇市前島3-25-5
4	合資会社多良間海運	総務課	宮古島市平良字下里108-11
5	八重山観光フェリー株式会社	総務部	石垣市美崎町1番地
6	有限会社安栄観光	船舶課	石垣市美崎町1番地
7	合資会社福山海運		与那国町85
8	一般社団法人沖縄県バス協会	業務課	那覇市泉崎1-2-28
9	公益社団法人沖縄県トラック協会	業務課	那覇市港町2-5-23
10	沖縄都市モノレール株式会社	総務課	那覇市安次嶺377-2
11	一般社団法人 沖縄県ハイヤー・タクシー協会	総務課	那覇市泉崎2-103-4
12	沖縄セルラー電話株式会社	総務部 リスクマネジメント部	那覇市松山1-2-1
13	一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会	業務課	那覇市小祿1831-1 沖縄産業支援センター
14	沖縄ガス株式会社	総務課	那覇市西3-13-2
15	一般社団法人沖縄県医師会	業務一課	南風原町字新川218-9
16	一般社団法人沖縄県歯科医師会	業務課	南風原町字新川218-1
17	一般社団法人沖縄県薬剤師会		南風原町字新川218-10
18	株式会社ラジオ沖縄	報道部	那覇市西1-4-8
19	沖縄テレビ放送株式会社	総務部	那覇市久茂地1-2-20
20	琉球朝日放送株式会社	総務部	那覇市久茂地2-3-1
21	琉球放送株式会社	総務部	那覇市久茂地2-3-1
22	株式会社エフエム沖縄	総務部	浦添市字小湾40

(5) 県の出先機関(各地方本部主要構成機関)

名称	担当部署	所在地	電話	FAX
東京事務所	総務企画課	東京都千代田区平河町2-6-3	(03)5212-9087	(03)5212-9086
大阪事務所		大阪府大阪市北区梅田1-1-3-2100	(06)6344-6828	(06)6346-1784
北部土木事務所	庶務班	名護市大南1-13-11	(0980)53-1255	(0980)53-5804

北部福祉事務所	総務班	名護市大中2-13-1	(0980)52-2715	(0980)52-7544
北部保健所	総務企画班	名護市大中2-13-1	(0980)52-2714	(0980)53-2505
北部農林水産振興センター	農業水産整備課	名護市大南1-13-11	(0980)52-3766	(0980)53-6835
名護県税事務所		名護市大南1-13-11	(0980)52-2170	(0980)54-0087
中部土木事務所	庶務班	沖縄市美原1-6-34	(098)894-6510	(098)937-2510
中部福祉事務所	総務班	沖縄市美原1-6-28	(098)989-6603	(098)938-9789
中部保健所	総務企画班	沖縄市美原1-6-28	(098)938-9886	(098)938-9779
中部農林土木事務所	計画用地班	沖縄市美原1-6-34	(098)894-6525	(098)937-2533
中部農業改良普及センター		沖縄市美原1-6-34	(098)894-6521	(098)937-2502
コザ県税事務所		沖縄市美原1-6-34	(098)894-6500	(098)937-2501
南部土木事務所	庶務班	那覇市旭町116-37	(098)866-1129	(098)866-6906
南部福祉事務所	総務班	南風原町字宮平212	(098)889-6370	(098)889-6366
南部保健所	総務企画班	南風原町字宮平212	(098)889-6351	(098)888-1348
南部農林土木事務所	土地改良班	那覇市旭町116-37	(098)867-2770	(098)867-2978
南部農業改良普及センター		南風原町山川517	(098)889-3515	(098)835-6010
南部林業事務所		那覇市旭町116-37	(098)941-2583	(098)941-2953
那覇県税事務所		那覇市旭町116-37	(098)867-1066	(098)867-1146
宮古事務所	総務課	宮古島市平良字西里1125	(0980)72-2551	(0980)73-0096
宮古福祉事務所	総務係	宮古島市平良字東仲宗根476	(0980)72-3771	(0980)73-2131
宮古保健所	総務企画班	宮古島市平良字東仲宗根476	(0980)72-2420	(0980)72-8446
宮古農林水産振興センター	農林水産整備課	宮古島市字平良西里1125	(0980)72-2365	(0980)73-2314
宮古土木事務所	総務用地班	宮古島市平良字西里1125	(0980)72-2769	(0980)72-1438
八重山事務所	総務課	石垣市真栄里438-1	(0980)82-3040	(0980)82-3760
八重山保健所	総務企画班	石垣市字真栄里438	(0980)82-3240	(0980)83-0474
八重山農林水産振興センター	農林水産整備課	石垣市字真栄里438-1	(0980)82-2342	(0980)83-3542
八重山土木事務所	総務用地班	石垣市字真栄里438-1	(0980)82-2217	(0980)82-1954

### (6) 県教育機関、県警本部及び市町村代表

名称	担当部署	所在地	電話	FAX
沖縄県教育委員会		那覇市泉崎1-2-2	(098)866-2705	(098)866-2710
沖縄県警察本部	警備第二課	那覇市泉崎1-2-2	(098)862-0110	
沖縄県市長会	事務局	那覇市旭町116-37	(098)963-8616	(098)963-8621
沖縄県町村会	事務局	那覇市旭町116-37	(098)963-8651	

### (7) 市町村機関

名称	担当部署	所在地	電話	FAX
那覇市	総務部防災危機管理課	那覇市泉崎1-1-1	(098)861-1102	(098)862-0614
宜野湾市	総務部防災危機管理室	宜野湾市字野嵩1-1-1	(098)892-3151	(098)892-7022
石垣市	総務部防災危機管理室	石垣市字真栄里672	(0980)87-5533	(0980)83-1427
浦添市	総務部防災危機管理室	浦添市安波茶1-1-1	(098)876-1190	(098)879-0290
名護市	総務部総務課	名護市港1-1-1	(0980)53-1213	(0980)53-6210
糸満市	総務部総務課	糸満市潮崎町1-1	(098)840-8245	(098)840-8112
沖縄市	総務部防災課	沖縄市仲宗根町26-1	(098)939-7773	(098)934-0665
豊見城市	総務部防災管財課	豊見城市字宜保1-1-1	(098)850-8165	(098)850-5343
うるま市	企画部危機管理課	うるま市みどり町1-1-1	(098)979-6760	(098)979-7340
宮古島市	総務部防災危機管理課	宮古島市平良字西里186	(0980)73-1961	(0980)73-1645
南城市	総務部総務課	南城市佐数字新里1870	(098)948-7111	(098)948-7149
国頭村	総務課	国頭村字辺土名121	(0980)41-2101	(0980)41-5910
大宜味村	総務課	大宜味村字兼久157	(0980)44-3001	(0980)44-3139
東村	総務財政課	東村字平良804	(0980)43-2201	(0980)43-2457
今帰仁村	総務課	今帰仁村字仲宗根219	(0980)56-2101	(0980)56-4270
本部町	総務課	本部町字東5	(0980)47-2101	(0980)47-4576
恩納村	総務課	恩納村字恩納2451	(098)966-1200	(098)966-2779
宜野座村	総務課	宜野座村字宜野座296	(098)968-5111	(098)968-5037
金武町	総務課	金武町字金武1	(098)968-2111	(098)968-2475
嘉手納町	総務課	嘉手納町字嘉手納588	(098)956-1111	(098)956-9508
北谷町	総務部基地安全対策課	北谷町字桑江226	(098)936-1234	(098)936-7474
北中城村	総務課	北中城村字喜舎場426-2	(098)935-2233	(098)935-3488
中城村	総務課	中城村字当間585-1	(098)895-2131	(098)895-3048
西原町	生活環境安全課	西原町字与那城140-1	(098)945-5018	(098)946-6086
与那原町	生活環境安全課	与那原町字上与那原16	(098)945-4688	(098)946-6074
南風原町	総務部総務課	南風原町字兼城686	(098)889-4415	(098)889-7657
渡嘉敷村	総務課	渡嘉敷村字渡嘉敷183	(098)987-2321	(098)987-2560
座間味村	総務福祉課	座間味村字座間味109	(098)987-2311	(098)987-2004
粟国村	総務課	粟国村字東367	(098)988-2016	(098)988-2206
渡名喜村	総務課	渡名喜村1917-3	(098)989-2002	(098)989-2197

南大東村	総務課	南大東村字南144-1	(09802)2-2001	(09802)2-2669
北大東村	総務課	北大東村字中野218	(09802)3-4001	(09802)3-4406
伊平屋村	総務課	伊平屋村字我喜屋251	(0980)46-2001	(0980)46-2956
伊是名村	総務課	伊是名村字仲田1203	(0980)45-2001	(0980)45-2467
久米島町	総務課	久米島町字比嘉2870	(098)985-7121	(098)985-7080
八重瀬町	総務課	八重瀬町村字東風平1188	(098)998-2200	(098)998-4745
多良間村	総務財政課	多良間村字仲筋99-2	(0980)79-2619	(0980)79-2660
竹富町	防災危機管理課	石垣市美崎町11-1	(0980)82-6191	(0980)82-6199
与那国町	総務財政課	与那国町字与那国129	(0980)87-2241	(0980)87-2079

## (8) 消防機関

名称	担当部署	所在地	電話	FAX
那覇市消防局	警防課	那覇市銘川2-3-8	(098)867-0119	(098)869-1190
宜野湾市消防本部	警防課	宜野湾市字野嵩677	(098)892-2299	(098)892-5300
石垣市消防本部	警防係	石垣市字真栄里668	(0980)82-4050	(0980)83-6698
浦添市消防本部	警防係	浦添市前田2-14-1	(098)875-0119	(098)988-0403
名護市消防本部	警防課	名護市大北3-31-50	(0980)52-2121	(0980)52-2442
糸満市消防本部	警備課	糸満市大里962	(098)992-3661	(098)992-2612
沖縄市消防本部	警防課	沖縄市美里5-29-1	(098)929-1192	(098)983-4588
豊見城市消防本部	警防課	豊見城市字高安339-1	(098)850-3105	(098)850-9563
うるま市消防本部	警防課	うるま市字大田44-1	(098)973-4838	(098)973-8313
宮古島市消防本部	警防課	宮古島市平良字下里1792-6	(0980)72-0943	(0980)73-1647
久米島町消防本部	警防課	久米島町字嘉手苺970	(098)985-3281	(098)985-3942
本部町今帰仁村消防組合消防本部	警防課	本部町字大浜850-3	(0980)47-7119	(0980)47-5357
島尻消防組合消防本部	警防係	南城市玉城字屋嘉部194	(098)948-1778	(098)948-7169
東部消防組合消防本部	警防課	南風原町字与那覇226	(098)945-2200	(098)889-7601
中城北中城消防組合消防本部	警防課	北中城村字大城404	(098)935-4748	(098)935-3489
金武地区消防衛生組合消防本部	警防課	金武町字金武7745	(098)968-2020	(098)968-2429
国頭地区行政事務組合消防本部	警防課	国頭村字辺土名1727	(0980)41-5100	(0980)41-2915
ニライ消防本部	警防課	嘉手納町字屋良1220	(098)956-9914	(098)956-9944

### (9)避難施設

	名称	住所	電話	FAX
1	渡慶次公民館	字渡慶次 180	(098)958-4922	(098)958-4300
2	渡慶次小学校	字瀬名波 510	(098)958-2503	(098)958-2799
3	儀間公民館	字長浜 1409	(098)958-3002	(098)958-1053
4	瀬名波公民館	字瀬名波 138	(098)958-2594	(098)958-1153
5	宇座公民館	字長浜 1840-2	(098)958-2231	(098)958-4500
6	高志保公民館	字高志保 260	(098)958-4455	(098)958-2031
7	読谷村立図書館	字波平 37	(098)958-3113	(098)958-3129
8	読谷保育所	字高志保 1406	(098)958-3024	(098)958-9019
9	波平公民館	字波平 61	(098)958-2229	(098)958-6069
10	読谷小学校	字高志保 1277-1	(098)958-2403	(098)958-2899
11	読谷中学校	字座喜味 2976-2	(098)958-2303	(098)958-2546
12	読谷村生き活き健康センター	字都屋 167-2	(098)957-3366	(098)957-1761
13	世界遺産座喜味城跡 ユンタンザミュージアム	字座喜味 708-4	(098)958-2254	(098)982-9022
14	座喜味公民館	字座喜味 154	(098)958-2228	(098)958-4036
15	喜名公民館	字喜名 2207	(098)958-2236	(098)958-5190
16	喜名小学校	字喜名 401	(098)958-2405	(098)958-2794
17	読谷村南保育所	字楚辺 1030-1	(098)956-4179	(098)956-4177
18	伊良皆公民館	字伊良皆 177-3	(098)956-2235	(098)957-3129
19	古堅中学校	字伊良皆 297	(098)956-2221	(098)956-4994
20	古堅小学校	字楚辺 999-1	(098)956-2158	(098)956-2202
21	大木公民館	字大木 294	(098)956-2020	(098)957-3452
22	牧原公民館	字比謝 315-4	(098)956-2328	(098)979-5568
23	比謝公民館	字比謝 26	(098)956-2234	(098)957-3607
24	古堅公民館	字古堅 75-3	(098)956-2238	(098)957-2942
25	古堅南小学校	字古堅 612-1	(098)956-1129	(098)956-1225
26	読谷村体育センター	字座喜味 2975	(098)982-9231	(098)982-9229
27	読谷村地域振興センター	字喜名 2346-11	(098)958-7240	(098)987-2560
28	沖縄県立読谷高等学校	字伊良皆 198	(098)956-2157	(098)982-9202
28	長浜地区運動広場	字長浜 364	(098)982-9215	(098)982-9202
29	宇座東公園	字高志保 1601	(098)982-9220	(098)982-9202
30	井之原公園	字波平 424-2	(098)982-9220	(098)982-9202
31	観音堂公園	字喜名 448-1	(098)982-9220	(098)982-9202
32	楚辺東公園	字楚辺 1272-5	(098)982-9220	(098)982-9202
33	セーラの森公園	字座喜味 1975	(098)982-9220	(098)982-9202
34	読谷村運動広場	字座喜味 2976	(098)982-9231	(098)982-9202

## 4 米軍施設・区域の周辺地域における住民の避難について

閣副安危第300号

平成18年9月21日

関係都道府県国民保護主管部長 殿

内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付

内閣参事官（事態法制企画担当）

（公印省略）

### 米軍施設・区域の周辺地域における住民の避難について

武力攻撃事態等での米軍施設・区域の周辺地域における住民の避難については、「国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）」において、「米軍施設等の周辺地域における住民の避難については、（中略）国及び地方公共団体は、避難施設、避難経路及び運送手段の確保に当たって、平素から密接な連携を図るとともに、武力攻撃事態等において地方公共団体が住民の避難に関する措置を円滑に講ずることができるよう、国は必要な調整を行うものとする。」こととされている。これを受け、国においては、関係省庁で検討を行うとともに、在日米国大使館及び在日米軍と調整を行ってきたところであるが、政府レベルでの協議で得られた協議結果は下記のとおりであるので通知する。

各都県が連絡・協議を行う個別の米軍との連絡窓口については、既に連絡し、各都県においては各米軍施設・区域と一定の調整や連絡を取って頂いているところであるが、今後、各都県においては、以下のとおりの米側との協議結果に基づき、これらの事項について、調整や意見交換を継続して頂くとともに、当該意見交換等の状況について政府に対し連絡頂きたい。さらに、各都県が米軍と協議を行う中で、国レベルでの調整が必要と考えられる事項が生じた場合には、適宜相談頂きたい。

また、本年度は、市町村国民保護計画の作成が本格化すると考えられることから、各都県においては、下記の事項に関し、関係市町村との間で説明及び調整を行うとともに、必要に応じ、今後行われる各都県と米軍施設・区域との協議への関係市町村の参加又は同行について各米軍施設・区域と調整頂きたい。

なお、日本政府から各都県に対して本通知を発出したこと及び本通知の内容を、

米側から各米軍施設・区域の担当者に伝えることについて、米側の了解を得ている。

## 記

### 1. 緊急時における米軍から地方公共団体への情報提供

- (1) 武力攻撃事態等においては、国民保護法第44条に基づき、国の対策本部長が警報を発令するなど、米軍施設・区域周辺の住民を含め、国民に必要な情報提供を行うほか、事態対処法第3条第5項に基づき、国は武力攻撃事態等及びこれへの対処に関する状況について明らかにすることとしている。
- (2) 一方、突発的な武力攻撃等により、これらの警報の発令又は情報提供を待たずに、現地レベルで得られる情報を活用することなどにより、直ちに市町村長又は都道府県知事が退避の指示、警戒区域の設定、緊急通報の発令等を行うことが必要な場合がありうる。
- (3) 国からの避難措置の指示等がなされていない状況における、このような地方公共団体による国民保護措置については、米側においても、米軍施設・区域周辺の住民の安全確保の観点等からも有益であると考えており、今般、地方の米軍施設・区域と消防機関、警察機関等との間で平素から構築されている連絡体制を活用して、米軍施設・区域内において差し迫っている又は既に発生している危険又は災害が、当該米軍施設・区域周辺の住民又はその財産に実質的な傷害又は損害を与える可能性がある場合などに、情報提供を行うことが可能であることを、米側と確認した。各都県及び関係市町村においては、日米双方の情報連絡を行う担当者の確認を行うなど、必要な調整を行って頂きたい。
- (4) また、各都県及び関係市町村においては、(3)の米側から提供された情報を日本側の関係機関が共有できるよう、当該情報の連絡・共有体制についてあらかじめ調整頂きたい。

### 2. 米国軍人・軍属の家族や米軍施設・区域内の駐留軍従業員等の避難誘導

- (1) 米軍施設・区域内の管理権は、日米地位協定に基づき、米国が有しており、武力攻撃事態等における米軍施設・区域内の米軍軍人・軍属の家族や駐留軍従業員等の安全確保については、米軍が実施することとなる。
- (2) 一方で、米側より、状況によっては米軍軍人・軍属の家族及び駐留軍従業員等が米軍施設・区域外に避難し、地方公共団体による国民保護措置の実施が必要とされることもありうる旨の説明を受けている。今後、地方レベルにおける協議において、米側から、このような要望があった場合には、避難が行われる場合に必要な調整を円滑に行うことができるよう、あらかじめ米軍施設・区域との必要な連絡体制の構築等について協議頂きたい。
- (3) また、武力攻撃事態等において、各都県の知事又は関係市町村長が緊急通報、

避難の指示などを行った場合には、これらの措置に係る情報は、米軍施設・区域において米軍が安全確保に関する措置を実施する際に有益であることから、各都県の知事又は関係市町村長は、緊急通報、避難の指示及び退避の指示の内容等安全の確保に資する情報について、適時に米軍施設・区域に連絡頂きたい。

### 3. 緊急時における米軍施設・区域への限定的かつ人道的な立入り

(1) 武力攻撃事態等は、平時における災害とは全く異なった状況であることを理解することが必要であるが、このような事態等において、例えば、迅速な住民の避難や救援等を行う場合に、避難経路が武力攻撃災害等によって寸断され、他に方法がない場合や傷病者等の緊急搬送を行う必要がある場合には、米軍施設・区域に対する限定的かつ人道的な立入り（通行）が必要となる場合がある。

(2) 緊急時における米軍施設・区域内への立入の問題については、平成13年1月11日に合意された日米合同委合意「日本の緊急車両による在日米軍の施設・区域への限定された人道的立入」がある。武力攻撃事態等において、緊急車両が米軍施設・区域を通行するために、地方の米軍施設・区域司令官と同合同委合意に基づく現地実施協定を締結することは可能であると確認したので、同合同委合意に基づく立入を希望する各都県においては、関係市町村とも連携しながら、各米軍施設・区域と、同合同委合意の活用について協議頂きたい。

※「緊急車両」としては、例えば、警察車両や消防車両のほか、千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）第六十六条3に規定する特殊標章を表示した車両等が想定される。このような車両等による米軍施設・区域への人道的立入を希望する各都県においては、その必要性等について各米軍施設・区域と協議の上、現地実施協定の締結又は見直しを行い、必要な事項を定めておく必要があると考えられる。

### 4. 米軍施設・区域との連絡窓口

(1) 国民保護に関する各米軍施設・区域の窓口の問題については、既に政府レベルで在日米軍から提供されたリストに基づき、地方レベルでの議論を行って頂いているところであるが、その議論の中で、米側から提示されたリストにある担当者のみではなく、別の担当者との協議や、武力攻撃事態等における地方公共団体と各米軍施設・区域の更なる連絡体制の強化の必要性について指摘がなされたところである。地方レベルで、各米軍施設・区域の実情に応じて、連絡体制の更なる強化について議論することは望ましいことと考えられるが、武力攻撃事態等における地方公共団体と各米軍施設・区域との間の連絡体制の重要性に鑑み、米側と新たな窓口の設置を検討する場合には、その検討内容について政府に連絡頂きたい。

(2) なお、米側から提供されたリストに記載された米側の担当者が既に異動していた事例があったことから、別添資料のとおり更新されたリストが米側から提供された。今後は、必要があれば、各都県において、米軍施設・区域の担当者との間で、このリストを更新して頂いても差し支えない。

## 5 国民保護法(計画の各項目に関連する条項の抜粋)

(定義)

### 第二条

2 この法律において「指定地方公共機関」とは、都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項の地方独立行政法人をいう。）で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

(国、地方公共団体等の責務)

### 第三条

2 地方公共団体は、国があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等においては、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有する。

4 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民の保護のための措置を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

(国民の協力等)

第四条 国民は、この法律の規定により国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、自主防災組織（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条の二第二号の自主防災組織をいう。以下同じ。）及びボランティアにより行われる国民の保護のための措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第五条 国民の保護のための措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。

(国民の権利利益の迅速な救済)

第六条 国及び地方公共団体は、国民の保護のための措置の実施に伴う損失補償、国民の保護のための措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、できる限り迅速に処理するよう努めなければならない。

(日本赤十字社の自主性の尊重等)

第七条 国及び地方公共団体は、日本赤十字社が実施する国民の保護のための措置につい

ては、その特性にかんがみ、その自主性を尊重しなければならない。

(国民に対する情報の提供)

第八条 国及び地方公共団体は、武力攻撃事態等においては、国民の保護のための措置に関し、国民に対し、正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供しなければならない。

(留意事項)

第九条 国民の保護のための措置を実施するに当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意しなければならない。

(都道府県の実施する国民の保護のための措置)

第十一条 都道府県知事は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該都道府県の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。

- 一 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置
- 二 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- 三 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 四 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置
- 五 武力攻撃災害の復旧に関する措置

(市町村の実施する国民の保護のための措置)

第十六条 市町村長は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。

- 一 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- 二 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- 三 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 四 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
- 五 武力攻撃災害の復旧に関する措置

(他の市町村長等に対する応援の要求)

第十七条 市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

(都道府県知事等に対する応援の要求)

第十八条 市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。

(事務の委託のの特例)

第十九条 市町村は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十五の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は市町村長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該他の地方公共団体の長等（地方公共団体の長その他の執行機関をいう。以下同じ。）にこれを管理し、及び執行させることができる。

(自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等)

第二十条 市町村長は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第十五条第一項の規定による要請を行うよう求めることができる。

2 市町村長は、前項の規定による求めができないときは、その旨及び当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を防衛大臣に連絡することができる。この場合において、防衛大臣は、速やかに、その内容を対策本部長に報告しなければならない。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の実施する国民の保護のための措置)

第二十一条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第三十六条第一項の規定による指定公共機関の国民の保護に関する業務計画又は同条第二項の規定による指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、その業務に係る国民の保護のための措置を実施しなければならない。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関は、その業務に係る国民の保護のための措置を実施するため特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

(安全の確保)

第二十二条 国は指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置について、都道府県は当該都道府県、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置について、市町村は当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置について、

その内容に応じ、安全の確保に配慮しなければならない。

(都道府県対策本部及び市町村対策本部を設置すべき地方公共団体の指定)

第二十五条 内閣総理大臣は、事態対処法第九条第六項(同条第十三項において準用する場合を含む。)の規定により対処基本方針の案又は対処基本方針の変更の案について閣議の決定を求めるときは、併せて第二十七条第一項の規定により都道府県国民保護対策本部を設置すべき都道府県及び市町村国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定について、閣議の決定を求めなければならない。

(指定の要請)

第二十六条

2 市町村長は、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して、内閣総理大臣に対し、当該市町村について前条第一項の指定を行うよう要請することができる。

(都道府県対策本部及び市町村対策本部の設置及び所掌事務)

第二十七条 第二十五条第二項の規定による指定の通知を受けた都道府県の知事及び市町村の長は、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画及び第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、都道府県国民保護対策本部(以下「都道府県対策本部」という。)及び市町村国民保護対策本部(以下「市町村対策本部」という。)を設置しなければならない。

(都道府県対策本部及び市町村対策本部の組織)

第二十八条 都道府県対策本部又は市町村対策本部の長は、都道府県国民保護対策本部長(以下「都道府県対策本部長」という。)又は市町村国民保護対策本部長(以下「市町村対策本部長」という。)とし、それぞれ都道府県知事又は市町村長をもって充てる。

4 市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。

一 副市町村長

二 市町村教育委員会の教育長

三 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員(消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長)

四 前三号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者

6 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該都道府県又は市町村の職員以外の者を都道府県対策本部又は市町村対策本部の会議に出席させることができる。

8 都道府県知事又は市町村長は、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画又は第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、都道府県対策本部又は市町村対策本部に、国民の保護のための措置の実施を要する地域にあって当該都道府県対策本部又は市町村対策本部の事務の一部を行う組織として、現地対策本部を置くことができる。

(都道府県対策本部長及び市町村対策本部長の権限)

第二十九条 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置に関する総合調整を行うことができる。

5 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する総合調整を行うことができる。

6 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。

7 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置に関する第四項の規定による要請を行うよう求めることができる。

8 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、第一項又は第五項の規定による総合調整を行うため必要があると認めるときは、対策本部長又は都道府県対策本部長に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の区域に係る国民の保護のための措置の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。

9 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、第一項又は第五項の規定による総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の区域に係る国民の保護のための措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

10 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、都道府県対策本部長にあつては当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、市町村対策本部長にあつては当該市町村の教育委員会に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(都道府県対策本部及び市町村対策本部の廃止)

第三十条 第二十五条第四項において準用する同条第二項の規定による指定の解除の通知を受けた都道府県の知事及び市町村の長は、遅滞なく、都道府県対策本部及び市町村対策本部を廃止するものとする。

(指定行政機関の国民の保護に関する計画)

第三十三条 指定行政機関の長は、基本指針に基づき、第十条第一項各号に掲げる措置のうちその所掌事務に関し、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

(市町村の国民の保護に関する計画)

第三十五条 市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関す

る計画を作成しなければならない。

- 2 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。
  - 一 当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
  - 二 市町村が実施する第十六条第一項及び第二項に規定する国民の保護のための措置に関する事項
  - 三 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
  - 四 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
  - 五 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
  - 六 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し市町村長が必要と認める事項
- 3 市町村長は、その国民の保護に関する計画の作成に当たっては、指定行政機関の国民の保護に関する計画、都道府県の国民の保護に関する計画及び他の市町村の国民の保護に関する計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
- 4 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成する場合において、他の市町村と関係がある事項を定めるときは、当該市町村の長の意見を聴かななければならない。
- 5 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成するとき、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。
- 6 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 7 第三十三条第六項の規定は、市町村長がその国民の保護に関する計画を作成する場合について準用する。
- 8 第三項から前項までの規定は、第一項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。ただし、第五項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

(市町村協議会の設置及び所掌事務)

- 第三十九条 市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村に、市町村国民保護協議会（以下この条及び次条において「市町村協議会」という。）を置く。
- 2 市町村協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
    - 一 市町村長の諮問に応じて当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。
    - 二 前号の重要事項に関し、市町村長に意見を述べること。
  - 3 市町村長は、第三十五条第一項又は第八項の規定により国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するとき、あらかじめ、市町村協議会に諮問しなければならない。ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りでない。
  - 4 第三十三条第六項の規定は、市町村協議会がその所掌事務を実施する場合について準用する。

(市町村協議会の組織)

第四十条 市町村協議会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市町村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。
  - 一 当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員
  - 二 自衛隊に所属する者（任命に当たって防衛大臣の同意を得た者に限る。）
  - 三 当該市町村の属する都道府県の職員
  - 四 当該市町村の副市町村長
  - 五 当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）
  - 六 当該市町村の職員（前二号に掲げる者を除く。）
  - 七 当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
  - 八 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者
- 5 第三十八条第五項の規定は、前項の委員について準用する。
- 6 市町村協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 7 第三十八条第七項の規定は、前項の専門委員について準用する。この場合において、同条第七項中「当該都道府県の職員」とあるのは「当該市町村の属する都道府県の職員」と、「当該都道府県の区域内の市町村の職員」とあるのは「当該市町村の職員」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、市町村協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(組織の整備)

第四十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関の長等」という。）は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要な組織を整備するとともに、国民の保護のための措置に関する事務又は業務に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めなければならない。

(訓練)

第四十二条 指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、国民の保護のための措置についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。

(啓発)

第四十三条 政府は、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために実施する措置の重要性について国民の理解を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。

(市町村長による警報の伝達等)

第四十七条 市町村長は、前条の規定による通知を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、当該市町村の他の執行機関その他の関係機関に通知しなければならない。

(避難の指示)

第五十四条 避難措置の指示を受けたときは、要避難地域を管轄する都道府県知事は、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに、避難すべき旨を指示しなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、地理的条件、交通事情その他の条件に照らし、当該要避難地域に近接する地域の住民をも避難させることが必要であると認めるときは、当該地域を管轄する市町村長を経由して、当該地域の住民に対し、避難すべき旨を指示することができる。

(避難実施要領)

第六十一条 市町村長は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定めなければならない。

3 市町村長は、避難実施要領を定めたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、当該市町村の他の執行機関、当該市町村の区域を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）、警察署長、海上保安部長等（政令で定める管区海上保安本部の事務所の長をいう。以下同じ。）及び政令で定める自衛隊の部隊等の長並びにその他の関係機関に通知しなければならない。

(市町村長による避難住民の誘導等)

第六十二条 市町村長は、その避難実施要領で定めるところにより、当該市町村の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導しなければならない。

6 市町村長は、避難住民を誘導するときは、必要に応じ、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察官等による避難住民の誘導等)

第六十三条 前条第一項の場合において、市町村長は、避難住民を誘導するため必要があると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は自衛隊法第七十六条第一項、第七十八条第一項若しくは第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等のうち

国民の保護のための措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等若しくは同法第七十七条の四第一項の規定により派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等（以下「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等」という。）の長（政令で定める自衛隊の部隊等の長に限る。）に対し、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を行うよう要請することができる。この場合において、市町村長は、その旨を当該市町村の属する都道府県の知事に通知するものとする。

（市町村長との協議等）

第六十四条 第六十二条第一項の場合において、警察官等が避難住民を誘導しようとするときは、警察署長、海上保安部長等又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（次項及び第三項において「警察署長等」という。）は、あらかじめ関係市町村長と協議し、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講じなければならない。

（避難住民を誘導する者による警告、指示等）

第六十六条 避難住民を誘導する警察官等又は第六十二条第一項若しくは第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により避難住民を誘導する者は、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示をすることができる。

（避難住民の復帰のための措置）

第六十九条 市町村長は、第五十五条第一項又は第二項の規定により要避難地域又は要避難地域に近接する地域の全部又は一部について避難の指示が解除されたときは、当該地域の避難住民を当該地域へ復帰させるため、当該地域までの誘導その他必要な措置を講じなければならない。

（避難住民の誘導への協力）

第七十条 避難住民を誘導する警察官等、第六十二条第一項若しくは第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第六十七条第三項の規定により避難住民を誘導する者又は同条第四項の規定により避難住民の誘導を補助する者は、避難住民の誘導のため必要があると認めるときは、避難住民その他の者に対し、当該避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請することができる。

- 2 前項の場合において、警察官等、同項の避難住民を誘導する者及び同項の避難住民の誘導を補助する者は、その要請を受けて避難住民の誘導に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。
- 3 前二項の規定は、前条第一項の規定による避難住民の復帰のための措置について準用する。

(避難住民の運送の求め)

第七十一条 都道府県知事又は市町村長は、避難住民を誘導するため、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関（都道府県知事にあつては当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関、市町村長にあつては当該市町村が属する都道府県の知事が指定した指定地方公共機関に限る。第七十三条第二項から第四項まで及び第七十九条第一項において同じ。）に対し、避難住民の運送を求めることができる。

(避難住民の運送に係る総合調整のための通知)

第七十二条 都道府県知事又は市町村長は、指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前条第一項の規定による求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては都道府県対策本部長に対し、その旨を通知することができる。

(救援の実施)

第七十五条 都道府県知事は、前条の規定による指示（以下この項において「救援の指示」という。）を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該都道府県の区域内に在る避難住民等（避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。以下同じ。）で救援を必要としているものに対し、避難施設その他の場所において、次に掲げる救援（以下単に「救援」という。）のうち必要と認めるものを行わなければならない。ただし、その事態に照らし緊急を要し、救援の指示を待ついとまがないと認められるときは、当該救援の指示を待たないで、これを行うことができる。

- 一 収容施設（応急仮設住宅を含む。第八十二条において同じ。）の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療の提供及び助産
- 五 被災者の捜索及び救出
- 六 埋葬及び火葬
- 七 電話その他の通信設備の提供
- 八 前各号に掲げるもののほか、政令で定めるもの

(市町村長による救援の実施等)

第七十六条 都道府県知事は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。この場合において、都道府県知事は、当該事務の実施に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し、所要の救援に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

- 2 前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救援を補助するものとする。

(日本赤十字社による措置)

第七十七条 日本赤十字社は、その国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、都道府県知事が行う救援に協力しなければならない。

(緊急物資の運送)

第七十九条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては運送事業者である指定公共機関に対し、都道府県知事及び市町村長にあつては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材（次項及び第一百五十五条第一項において「緊急物資」という。）の運送を求めることができる。

(救援への協力)

第八十条 都道府県知事又は都道府県の職員は、救援を行うため必要があると認めるときは、当該救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者に対し、当該救援に必要な援助について協力を要請することができる。

2 前項の場合において、都道府県知事及び都道府県の職員は、その要請を受けて救援に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

(物資の売渡しの要請等)

第八十一条 都道府県知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資に限る。次条第一項及び第八十四条第一項において単に「物資」という。）であつて生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。

2 前項の場合において、特定物資の所有者が正当な理由がないのに同項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができる。

3 都道府県知事は、救援を行うに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができる。

4 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、都道府県知事の行う救援を支援するため緊急の必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは、自ら前三項の規定による措置を行うことができる。

(土地等の使用)

第八十二条 都道府県知事は、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため、土地、家屋又は物資（以下この条及び第八十四条第一項において「土地等」という。）を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することがで

きる。

- 2 前項の場合において土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに同意をしないとき、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同項の同意を求めることができないときは、都道府県知事は、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため特に必要があると認めるときに限り、同項の規定にかかわらず、同意を得ないで、当該土地等を使用することができる。

(市町村長及び都道府県知事による安否情報の収集)

第九十四条 市町村長は、政令で定めるところにより、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在るもの及び当該市町村で死亡したものを含む。）の安否に関する情報（以下「安否情報」という。）を収集し、及び整理するよう努めるとともに、都道府県知事に対し、適時に、当該安否情報を報告しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた安否情報を整理するほか、必要に応じて自ら安否情報を収集し、及び整理するよう努めるとともに、総務大臣に対し、遅滞なく、これらの安否情報を報告しなければならない。
- 3 安否情報を保有する関係機関は、前二項の規定による安否情報の収集に協力するよう努めなければならない。

(総務大臣及び地方公共団体の長による安否情報の提供)

第九十五条 総務大臣及び地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、安否情報について照会があったときは、速やかに回答しなければならない。

- 2 前項の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長は、個人の情報の保護に十分留意しなければならない。

(外国人に関する安否情報)

第九十六条 日本赤十字社は、その国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、総務大臣及び地方公共団体の長が保有する安否情報のうち外国人に関するものを収集し、及び整理するよう努めるとともに、外国人に関する安否情報について照会があったときは、速やかに回答しなければならない。

(武力攻撃災害への対処)

第九十七条

- 2 地方公共団体は、当該地方公共団体の区域に係る武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、この法律その他法令の規定に基づき、必要な武力攻撃災害への対処に関する措置を講じなければならない。
- 6 市町村長は、当該市町村の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第四項の規定による要請を行うよう求めることができる。

る。

- 7 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護するとともに、武力攻撃災害を防除し、及び軽減しなければならない。

(発見者の通報義務等)

第九十八条 武力攻撃災害の兆候を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官（次項及び第四項において「消防吏員等」という。）に通報しなければならない。

- 3 市町村長は、前二項の規定による通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(緊急通報の発令)

第九十九条 都道府県知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」という。）を発令しなければならない。

(関係機関への緊急通報の通知等)

第一百条 都道府県知事は、前条第一項の規定により緊急通報を発令したときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を当該都道府県の区域内の市町村の長、当該都道府県の他の執行機関並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関に通知しなければならない。

(緊急通報の放送)

第一百一条 第五十条の規定は、放送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が前条第一項の規定による通知を受けた場合について準用する。

(生活関連等施設の安全確保)

第一百二条 都道府県知事は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、次の各号のいずれかに該当する施設で政令で定めるもの（以下この条において「生活関連等施設」という。）のうち当該都道府県の区域内に所在するものの安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

- 一 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- 二 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

- 2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災

害の発生又はその拡大を防止するため、生活関連等施設の安全の確保が緊急に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、自ら前項の規定による要請を行うことができる。この場合において、当該要請を行ったときは、直ちに、その旨を当該生活関連等施設の所在する都道府県の知事に通知しなければならない。

- 3 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長等は、武力攻撃事態等においては、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、生活関連等施設のうちその管理に係るものについて、警備の強化その他当該生活関連等施設の安全の確保に関し必要な措置を講じなければならない。

(危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止)

第三百条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるもの（以下この条及び第七百七条において「危険物質等」という。）に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、この法律その他法令の規定に基づき、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定める区分に応じ、危険物質等の取扱者に対し、次に掲げる措置のうち政令で定めるものを講ずべきことを命ずることができる。
  - 一 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
  - 二 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
  - 三 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

(放射性物質等による汚染の拡大の防止)

第七百七条 内閣総理大臣は、武力攻撃に伴って放射性物質、放射線、サリン等（サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号）第二条に規定するサリン等をいう。）若しくはこれと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質、生物剤（細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）第二条第一項に規定する生物剤をいう。）若しくは毒素（同条第二項に規定する毒素をいう。）又は危険物質等による汚染（以下単に「汚染」という。）が生じたことにより、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがあると認めるときは、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、汚染の発生の原因となる物の撤去、汚染の除去その他汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じさせなければならない。この場合において、国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、併せて被災者の救難及び救助に関する措置その他必要な措置を講じさせなければならない。

- 3 前項の場合において、都道府県知事は、汚染の拡大を防止するための措置を迅速に講ず

る必要があると認めるときは、関係市町村長、関係消防組合の管理者若しくは長又は警視総監若しくは道府県警察本部長に対し、必要な協力を要請することができる。

(武力攻撃災害を制御するための消防に関する消防庁長官の指示)

第百八条 前条第一項又は第二項の場合において、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、汚染の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、次に掲げる措置を講ずることができる。

- 一 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件の占有者に対し、当該物件の移動を制限し、若しくは禁止し、又は当該物件を廃棄すべきことを命ずること。
- 二 汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供する水の管理者に対し、その使用若しくは給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずること。
- 三 汚染され、又は汚染された疑いがある死体の移動を制限し、又は禁止すること。
- 四 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を廃棄すること。
- 五 汚染され、又は汚染された疑いがある建物への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該建物を封鎖すること。
- 六 汚染され、又は汚染された疑いがある場所の交通を制限し、又は遮断すること。

(協力の要請に係る安全の確保)

第百十条 内閣総理大臣及び都道府県知事は、第百七条第二項及び第三項の規定により関係都道府県知事並びに関係市町村長、関係消防組合の管理者又は長及び警視総監又は道府県警察本部長に対し必要な協力を要請するときは、都道府県、市町村及び消防組合の職員(警察官及び消防吏員を含む。)の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。

(市町村長の事前措置等)

第百十一条 市町村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

(市町村長の退避の指示等)

第百十二条 市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害から住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は当該武力攻撃災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し、退避(屋内への退避を含む。第四項において同じ。)をすべき旨を指示することができる。

3 市町村長は、退避の指示をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなけ

ればならない。

- 4 市町村長は、退避の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 6 都道府県知事は、退避の指示をしたときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(応急公用負担等)

第百十三条 市町村長は、当該市町村の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

- 5 災害対策基本法第六十四条第七項から第十項までの規定は、第一項及び第二項前段の場合について準用する。この場合において、同条第七項及び第九項中「前条第二項」とあるのは「災害対策基本法第六十三条第二項」と、同条第七項において準用する同法第六十三条第二項中「その委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき」とあるのは「都道府県知事による同項に規定する措置を待ついとまがないと認めるとき」と、「要求」とあるのは「要請」と、同法第六十四条第八項及び第九項中「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」とあるのは「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官」と、同項及び同条第十項中「警察署長等」とあるのは「警察署長若しくは海上保安部長等」と、同条第九項中「内閣府令で定める」とあるのは「政令で定める」と、同条第十項中「政令で定める管区海上保安本部の事務所の長」とあるのは「海上保安部長等」と読み替えるものとする。

(警戒区域の設定)

第百十四条 市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命ずることができる。

(消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力)

第百十五条 市町村長若しくは消防吏員その他の市町村の職員、都道府県知事若しくは都道府県の職員又は警察官等は、当該市町村又は都道府県の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村又は都道府県の区域内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

- 2 前項の場合において、市町村長その他同項に規定する者は、その要請を受けて武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十

分に配慮しなければならない。

(保健衛生の確保への協力)

第二百二十三条 地方公共団体の長又はその職員は、武力攻撃災害の発生により当該地方公共団体の区域内における住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、当該地方公共団体の区域内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

(廃棄物処理の特例)

第二百二十四条

- 3 地方公共団体の長は、特例地域においては、廃棄物処理法第七条第一項本文若しくは第六項本文、第十四条第一項本文若しくは第六項本文又は第十四条の四第一項本文若しくは第六項本文の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けていない者に、特例基準で定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。
- 4 前項の場合において、地方公共団体の長は、同項の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

(被災情報の収集)

第二百二十六条 指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、武力攻撃災害による被害の状況に関する情報（以下「被災情報」という。）の収集に努めなければならない。

(被災情報の報告)

第二百二十七条 市町村長及び指定地方公共機関は、前条第一項の規定により収集した被災情報を、速やかに、都道府県知事に報告しなければならない。

(被災情報の公表等)

第二百二十八条 対策本部長は、前条第三項及び第五項の規定により報告を受けた被災情報を取りまとめ、適時に、当該被災情報を内閣総理大臣に報告するとともに、その内容を国民に公表しなければならない。

(生活関連物資等の価格の安定等)

第二百二十九条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和四十八年法律第四十八号）、国民

生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）、物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。

（電気及びガス並びに水の安定的な供給）

#### 第百三十四条

2 水道事業者（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第五項の水道事業者をいう。）、水道用水供給事業者（同項の水道用水供給事業者をいう。）及び工業用水道事業者（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第五項の工業用水道事業者をいう。）である地方公共団体及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

（公共的施設の適切な管理）

第百三十七条 河川管理施設（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第二項の河川管理施設をいう。以下この条において同じ。）、道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項の道路及び道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第八項の自動車道をいう。以下この条において同じ。）、港湾（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による港湾をいう。以下この条において同じ。）及び空港（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項各号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港をいう。以下この条において同じ。）の管理者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、河川管理施設、道路、港湾及び空港を適切に管理しなければならない。

（応急の復旧）

第百三十九条 指定行政機関の長等は、その管理する施設及び設備について武力攻撃災害による被害が発生したときは、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、当該施設及び設備について、応急の復旧のため必要な措置を講じなければならない。

（応急の復旧に関する支援の求め）

第百四十条 前条の場合において、都道府県知事等又は指定公共機関は指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、市町村長等又は指定地方公共機関は都道府県知事等に対し、応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求めることができる。

（武力攻撃災害の復旧）

第百四十一条 指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、武力攻撃災害の復旧を行わなければならない。

(避難及び救援に必要な物資及び資材の備蓄等)

第百四十二条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は住民の避難及び避難住民等の救援に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(国民の保護のための措置に必要な物資及び資材の備蓄等)

第百四十五条 指定行政機関の長等は、第百四十二条に規定するもののほか、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る国民の保護のための措置の実施に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は当該国民の保護のための措置の実施に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(災害対策基本法の規定による備蓄との関係)

第百四十六条 第百四十二条及び前条の規定による物資及び資材の備蓄と、災害対策基本法第四十九条の規定による物資及び資材の備蓄とは、相互に兼ねることができる。

(避難施設の指定)

第百四十八条 都道府県知事は、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うため、あらかじめ、政令で定める基準を満たす施設を避難施設として指定しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により避難施設を指定しようとするときは、当該施設の管理者の同意を得なければならない。

(職員の派遣の要請)

第百五十一条 地方公共団体の長等は、国民の保護のための措置の実施のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）第二条第四項の行政執行法人をいう。）をいう。以下この項及び第百五十三条において同じ。）に対し、当該指定行政機関若しくは指定地方行政機関又は特定指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

(職員の派遣のあっせん)

第百五十二条 都道府県知事等又は市町村長等は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に対し、前条第一項の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

(電気通信設備の優先利用等)

第百五十六条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、国民の保護のための措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるとき

は、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

（特殊標章等の交付等）

第百五十八条 何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章（第一追加議定書第六十六条3の国際的な特殊標章をいう。次項及び第三項において同じ。）又は身分証明書（同条3の身分証明書をいう。次項及び第三項において同じ。）をみだりに使用してはならない。

2 次の各号に掲げる者（以下この項において「指定行政機関長等」という。）は、武力攻撃事態等においては、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める職員で国民の保護のための措置に係る職務を行うもの（指定行政機関長等の委託により国民の保護のための措置に係る業務を行う者を含む。）又は指定行政機関長等が実施する国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をする者に対し、これらの者又は当該国民の保護のための措置に係るこれらの者が行う職務、業務若しくは協力のために使用される場所等を識別させるため、特殊標章又は身分証明書を交付し、又は使用させることができる。

- 一 指定行政機関の長 当該指定行政機関の職員
- 二 都道府県知事 当該都道府県の職員（次号及び第五号に定める職員を除く。）
- 三 警視総監及び道府県警察本部長 当該都道府県警察の職員
- 四 市町村長 当該市町村の職員（次号及び第六号に定める職員を除く。）
- 五 消防長 その所轄の消防職員
- 六 水防管理者 その所轄の水防団長及び水防団員

（損失補償等）

第百五十九条 国及び地方公共団体は、第八十一条第二項、第三項若しくは第四項（同条第一項に係る部分を除く。）、第八十二条、第百十三条第一項若しくは第三項（同条第一項に係る部分に限る。）、同条第五項（同条第一項に係る部分に限る。）において準用する災害対策基本法第六十四条第七項若しくは第八項、第二百五条第四項又は第一百五十五条第二項において準用する同法第七十六条の三第二項後段（同条第三項又は第四項において準用する場合を含む。）の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

（損害補償）

第百六十条 国及び地方公共団体は、第七十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第八十条第一項、第百十五条第一項又は第二百二十三条第一項の規定による要請を受けて国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をした者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

(総合調整及び指示に係る損失の補てん)

第百六十一条 国は、国民の保護のための措置(第百四十一条に規定する武力攻撃災害の復旧に関する措置を除く。)の実施に関し、都道府県又は指定公共機関に対し、事態対処法第十四条第一項の規定により対策本部長が総合調整を行い、又は第五十六条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第六十条第一項、第六十八条、第七十三条第一項(第七十九条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第八十八条第一項の規定により内閣総理大臣が指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって当該都道府県又は指定公共機関が損失を受けたときは、それぞれ、当該都道府県又は指定公共機関に対し、政令で定めるところにより、その損失を補てんしなければならない。ただし、当該都道府県又は指定公共機関の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りでない。

(被災者の公的徴収金の減免等)

第百六十二条 国は、別に法律で定めるところにより、武力攻撃災害による被災者の国税その他国の徴収金について、軽減若しくは免除又は徴収猶予その他必要な措置を講ずることができる。

(国、地方公共団体等の責務)

第百七十二条 国は、国民の安全を確保するため、緊急対処事態(事態対処法第二十二条第一項の緊急対処事態をいう。以下同じ。)においては、その組織及び機能の全てを挙げて自ら緊急対処保護措置(緊急対処事態対処方針(同項の緊急対処事態対処方針をいう。以下同じ。))が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が第百八十三条において準用するこの法律の規定に基づいて実施する事態対処法第二十二条第三項第二号に掲げる措置(緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。)その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。以下同じ。)を的確かつ迅速に実施し、又は地方公共団体及び指定公共機関が実施する緊急対処保護措置を的確かつ迅速に支援し、並びに緊急対処保護措置に関し国費による適切な措置を講ずること等により、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、緊急対処事態においては、緊急対処事態対処方針に基づき、自ら緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する緊急対処保護措置を総合的に推進する責務を有する。
- 3 指定公共機関及び指定地方公共機関は、緊急対処事態においては、この法律で定めるところにより、その業務について、緊急対処保護措置を実施する責務を有する。
- 4 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、緊急対処保護措置を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

(国民の協力等)

第七十三条 国民は、この法律の規定により緊急対処保護措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。

- 2 前項の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。
- 3 国及び地方公共団体は、自主防災組織及びボランティアにより行われる緊急対処保護措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第七十四条 緊急対処保護措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。

- 2 前項に規定する緊急対処保護措置を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該緊急対処保護措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われるものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない。

(国民の権利利益の迅速な救済)

第七十五条 国及び地方公共団体は、緊急対処保護措置の実施に伴う損失補償、緊急対処保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、できる限り迅速に処理するよう努めなければならない。

(指定行政機関及び指定地方行政機関の実施する緊急対処保護措置)

第七十六条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、その所掌事務に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

(都道府県の実施する緊急対処保護措置)

第七十七条 都道府県知事は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該都道府県の区域に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

- 2 都道府県の委員会及び委員は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、都道府県知事の所轄の下にその所掌事務に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。
- 3 第十一条第三項及び第四項の規定は、都道府県知事等が前二項の規定により緊急対処保護措置を実施する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「対処基本方針」とあるのは、「緊急対処事態対処方針」と読み替えるものとする。

(市町村の実施する緊急対処保護措置)

第七十八条 市町村長は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、この法律その他法

令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

2 市町村の委員会及び委員は、緊急処理事態対処方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

3 第十六条第三項から第五項までの規定は、市町村長等が前二項の規定により緊急対処保護措置を実施する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「対処基本方針」とあるのは「緊急処理事態対処方針」と、同条第五項中「第十一条第四項」とあるのは「第一百七十七条第三項において準用する第十一条第四項」と読み替えるものとする。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の実施する緊急対処保護措置)

第一百七十九条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、緊急処理事態対処方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、その業務に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

2 第二十一条第二項及び第三項の規定は、指定公共機関及び指定地方公共機関が前項の規定により緊急対処保護措置を実施する場合について準用する。

(安全の確保)

第一百八十条 国は指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が実施する緊急対処保護措置について、都道府県は当該都道府県、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る緊急対処保護措置について、市町村は当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る緊急対処保護措置について、その内容に応じ、安全の確保に配慮しなければならない。

(緊急処理事態対策本部の所掌事務等)

第一百八十一条 緊急処理事態対策本部（事態対処法第二十三条第一項の緊急処理事態対策本部をいう。次項において同じ。）は、事態対処法第二十四条において準用する事態対処法第十二条第一号に掲げるもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一 指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が実施する緊急対処保護措置の総合的な推進に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、この法律の規定によりその権限に属する事務

2 第二十四条第二項から第七項までの規定は、緊急処理事態対策本部について準用する。この場合において、同条第二項中「国民の保護のための措置」とあるのは、「緊急対処保護措置」と読み替えるものとする。

(基本指針等の必要記載事項)

第一百八十二条 政府は、緊急処理事態に備えて、基本指針において、第三十二条第二項各号に掲げる事項のほか、緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。

2 指定行政機関の長、都道府県知事、市町村長並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画において、第

三十三条第二項各号、第三十四条第二項各号、第三十五条第二項各号及び第三十六条第三項各号に掲げる事項のほか、緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。

- 3 都道府県知事及び市町村長が前項の規定により緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項を定める場合における第三十七条第二項及び第三十九条第二項の規定の適用については、第三十七条第二項第一号及び第三十九条第二項第一号中「国民の保護のための措置」とあるのは、「国民の保護のための措置（緊急対処保護措置を含む。）」とする。

（準用）

第百八十三条 第七条、第八条及び第九条第一項、第一章第二節（第十条、第十一条、第十六条、第二十一条及び第二十二条を除く。）及び第三節（第二十四条並びに第二十九条第四項及び第七項を除く。）、第四十二条、第二章（第五十六条、第六十条、第六十八条及び第七十三条第一項を除く。）、第三章（第八十八条及び第九十三条を除く。）、第四章、第五章第二節及び第三節、第百四十一条、第百四十三条、第百四十四条、第百四十七条及び第百五十一条から第百五十六条まで並びに第七章（第百六十一条第一項を除く。）の規定は、緊急対処事態及び緊急対処保護措置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

## 6 国民保護法施行令(計画の各項目に関連する条項の抜粋)

(政令で定める救援)

第九条 法第七十五条第一項第八号の政令で定める救援は、次のとおりとする。

- 一 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- 二 学用品の給与
- 三 死体の捜索及び処理
- 四 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(生活関連等施設)

第二十七条 法第百二条第一項の政令で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第十七号の電気事業者がその事業の用に供する発電所(最大出力五万キロワット以上のものに限る。)又は変電所(使用電圧十万ボルト以上のものに限る。)
- 二 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十三項のガス工作物(同項に規定するガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、同条第二項のガス小売事業(同条第一項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。)の用に供するものを除く。)
- 三 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第二項の水道事業又は同条第四項の水道用水供給事業の用に供する取水、貯水若しくは浄水のための施設又は配水池であって、これらの事業のため一日につき十萬立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの
- 四 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第八条第一項の鉄道施設又は軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道施設であって、鉄道又は軌道を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するもののうち、当該施設の一日当たりの平均的な利用者の人数が十万人以上であるもの
- 五 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号の電気通信事業者(同法第九条の登録を受けた者に限る。)がその事業の用に供する交換設備(同法第十二条の二第四項第二号口の利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数が三万に満たないもの及び同号口の移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数三万に満たないものを除く。)
- 六 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二十三号の基幹放送事業者(放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園を除き、地上基幹放送(放送法第二条第十五号の地上基幹放送をいう。以下この号において同じ。)を行うものに限る。)が行う放送法第二条第四号の国内放送(地上基幹放送に限る。)の業務に用いられる放送局(同条第二十号の放送局をいう。以下この号において同じ。)であって、同法第九十一条第二項第三号に規定する放送系において他の放送局から同

法第二条第一号の放送をされる同条第二十八号の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再放送することを主として行うもの以外のものの無線設備

七 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十二条第一項第一号の国土交通省令で定める係留施設又は同項第二号の国土交通省令で定める水域施設若しくは係留施設

八 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項各号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港（以下この号において「空港等」という。）の同法第六条第一項の滑走路等及び空港等の敷地内の旅客ターミナル施設並びに空港等における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第五項の航空保安施設

九 河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第百九十九号）第二章の規定の適用を受けるダム

十 法第百三条第一項の危険物質等の取扱所

（危険物質等）

第二十八条 法第百三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める物質は、次のとおりとする。

一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項の危険物（同法第九条の四の指定数量以上のものに限る。）

二 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二条第一項の毒物及び同条第二項の劇物（同法第三条第三項の毒物劇物営業者、同法第三条の二第一項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）

三 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項の火薬類

四 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条の高圧ガス（同法第三条第一項各号に掲げるものを除く。）

五 原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十四条第一項に規定する原子力事業者等が所持するものに限る。）

六 原子力基本法第三条第三号に規定する核原料物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十七条の七第一項第三号に規定する核原料物質を除く。）

七 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する放射性同位元素及び同法第一条に規定する放射性汚染物（同法第三十二条に規定する許可届出使用者等（同法第二十八条第七項の規定により同項の許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出版売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者とみなされる者及び当該みなされる者から運搬を委託された者を含む。）が所持するものに限る。）

八 医薬品医療機器等法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬（同法第四十六条第一項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）

九 電気事業法第三十八条第二項の事業用電気工作物（発電用のものに限る。）内における高圧ガス保安法第二条の高圧ガス（当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば

同法の適用を受けることとなるものに限る。)

十 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和五十七年法律第六十一号)第二条第一項に規定する生物剤及び同条第二項に規定する毒素(業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る。)

十一 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)第二条第一項の毒性物質(同法第七条第一項の許可製造者、同法第十二条の許可使用者、同法第十五条第一項第二号の承認輸入者及び同法第十八条第二項の廃棄義務者並びに同法第二十四条第一項から第三項まで(同法第二十六条及び第二十七条において準用する場合を含む。))又は同法第二十八条の規定による届出をした者が所持するものに限る。)

(危険物質等に係る武力攻撃災害を防止するため緊急に講ずべき措置)

第二十九条 法第百三条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の政令で定める区分は、次の表の上欄に掲げる物質の種類ごとにそれぞれ同表の中欄に定める区分とし、同項の政令で定める措置は、当該区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める措置とする。

物質の種類	区分	措置
前条第一号に掲げる物質	イ 二以上の都道府県の区域にわたって設置される移送取扱所(消防法第十一条第一項第一号の移送取扱所をいう。以下この項において同じ。)において取り扱うものにあつては、総務大臣 ロ 消防本部等所在市町村(消防法第十一条第一項第一号の消防本部等所在市町村をいう。以下この項において同じ。)以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は移送取扱所(二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。)において貯蔵し、又は取り扱うものにあつては、これらが設置される区域を管轄する都道府県知事 ハ 消防本部等所在市町村の区域に設	法第百三条第三項第二号及び第三号に掲げる措置

	置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うものにあつては、当該市町村長	
前条第二号に掲げる物質	イ 毒物及び劇物取締法第四条第一項の登録を受けた者が取り扱うものにあつては、当該登録の権限を有する者（都道府県知事が当該登録の権限を有する場合にあつては、厚生労働大臣及び都道府県知事） ロ 毒物及び劇物取締法第三条の二第一項の特定毒物研究者又は前条第二号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うものにあつては、厚生労働大臣及び都道府県知事	法第百三条第三項各号に掲げる措置
前条第六号に掲げる物質	原子力規制委員会	法第百三条第三項各号に掲げる措置
前条第八号に掲げる物質	厚生労働大臣（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するものにあつては厚生労働大臣及び都道府県知事、専ら動物のために使用されることが目的とされているものにあつては農林水産大臣）	法第百三条第三項各号に掲げる措置
前条第九号に掲げる物質	経済産業大臣	法第百三条第三項各号に掲げる措置
前条第十号に掲げる物質	細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律施行令（平成七年政令第三百九十六号）第二条第二項に規定する主務大臣	法第百三条第三項各号に掲げる措置
前条第十一号に	経済産業大臣	法第百三条第三

掲げる物質		項各号に掲げる措置
<p>備考 この表の下欄に定める措置には、指定行政機関及び地方公共団体が  事態対処法第二条第八号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。</p>		